

令和2年度事業計画書

鶏卵生産者を取り巻く情勢は、生産資材価格の高止まりの中、鶏卵価格は一時の極端な低落を脱し、回復傾向のきざしがみられるものの、引続き低水準にあり、鶏卵生産者の経営に困難が生じている状況にかわりはない。かかる状況下、輸入卵の動向から目が離せない。

また、アニマルウェルフェア（以下、AW）に関しては、国際獣疫事務局（以下、OIE）による欧米主導の採卵鶏のAW指針が引き続きOIEで検討されており、令和2年度は我が国の気候・風土に合った日本型AW基準について鶏卵業界として議論し、対外発信していく必要がある。

これらに的確に対応するためには、新規会員の増強を図り、より多くの鶏卵生産者が、地域や規模の大小にかかわらず一致団結した取組みを行う必要がある。一般社団法人への移行以来進めてきた本協会の組織改革を更に進め、鶏卵生産者を中心としたより強固な体制を構築すべく組織の見直しを検討することが今年度の大きな課題である。

以上を踏まえ、多岐にわたる事業について、鶏卵産業の順調な発展に寄与するとともに国民食生活の向上に寄与するために円滑な推進に努める。

I 公益目的支出計画に係る実施事業

1. 鶏卵需給動向等の情報提供事業

鶏卵の需給及び安定に資するため、①地域の消費者等への直接的な情報提供の窓口となる道府県養鶏協会及び地域協議会の行う推進会議、研究大会等の開催を支援する。②協会会員をはじめ、多くの方々に養鶏や卵に関する情報や協会の活動、養鶏業界の立場等を広く社会に伝え理解を得るためには、情報発信が重要であることから、協会のホームページや「日鶏協ニュース」などの広報誌を通じて情報発信するとともに、内容の充実に努める。

また、欧米でのAWの動向や影響が日本でも看過できない状況になりつつあることに鑑み、③日本の気候・風土に合った日本型AW基準を策定するとともに、広く一般消費者である国民へ鶏卵業界の現状などを説明する情報提供活動を行う。また、日本のAWに対する主張・意見に科学的根拠を与えるため、必要に応じて学術研究の委託も検討する。

2. 国産鶏卵に関する普及啓発事業

世界的にみても一人当たり鶏卵消費量が多い我が国において、引き続き国産鶏卵を安心して消費してもらうためには、鶏卵が生産・流通を通じて安全に供給されていることの理解とあわせ、鶏卵の衛生・栄養等に関する誤解を払拭するよう、真摯で、効果的かつ広汎な正しい知識の普及・啓発が重要である。

このため令和2年度においては、引き続き関係団体等と協力し、効果の上がる活動方法を検討し実施していく事とする。

「いいたまごの日」イベントについては、日本卵業協会との完全共催2年目であり、より実効性のある取り組み方を検討し進めていく。

各種団体等の協力により実施している正しい鶏卵知識の普及・啓発活動とも連携し、広報活動等の充実化を図っていく。

II 協会の独自事業

1. 鶏卵消費拡大推進事業

我が国の鶏卵生産は、これまで順調に推移してきたが、近年、飼料価格の高止まり等により、鶏卵生産者の経営環境は極めて厳しい状況に直面している。こうした状況下、消費者等に対し鶏卵の消費拡大に向けた取り組みを行うことは、需給改善につながることから重要である。

鶏卵生産者経営安定対策事業の第4期の開始にあたり、同事業実施要綱の第10において、同事業への加入生産者の拠出金により鶏卵の消費拡大に取り組むことが事業実施主体の義務として規定されたことを受け、「鶏卵消費拡大推進事業」を創設し、道府県養鶏協会により各地域で開催する講習会・イベント等を通じ、鶏卵の消費拡大に取り組む需給改善を図ることを目的に、対象事業に対し補助を実施する。

2. 鳥インフルエンザ経営再建保険事業

本事業は、高病原性鳥インフルエンザが発生した場合に、当該鶏卵生産者の経営再建を支援するため、生産が休止又は阻害されたことにより生じる喪失利益・経常費用等の一部を補填する保険制度の運営を行うものであり、平成17年から実施してきた。

近年の自然災害等の増加により、災害による鶏の被害が多くなってきている事から、災害被害補償も含めた新たな保険制度の検討を行うため、令和元年度に鶏卵生産者に対するアンケートを実施し、その結果を損害保険会社にフィードバックした。本年度においては、アンケート結果を参考に損害保険会社と新たな

保険システムを検討し、令和3年度に向けて、生産者に有利と思われる保険を民間の損害保険会社の協力を得て実施することとしたい。

Ⅲ 国の制度に基づく事業

飼料米生産・利用促進事業

食料自給率の維持向上のため飼料米等の生産拡大を推進する国の方針に基づき、飼料米を利活用した鶏卵の生産拡大に資するため、所属する全国の農産物検査員の飼料米検査活動を支援する。

当協会は、平成26年度より農産物検査の登録検査機関として業務を継続しており、特に全国に検査員を有する広域登録検査機関と位置づけられ、飼料米を利用する採卵鶏生産者等36名の検査員が農産物検査法に基づく検査を実施している。

本検査による飼料米重量が、稲作生産者に対する国の直接支払交付金の算定基礎となるため、令和2年度も引き続き厳格な検査実施を推進する。

Ⅳ 補助事業

1. 鶏卵生産者経営安定対策事業（農林水産省補助事業）

本事業は、鶏卵生産者の経営安定と鶏卵の需給及び価格の安定に資することを目的に卵価低落時に鶏卵生産者に価格差補填交付金を交付すること及び卵価が大幅に低落した場合に鶏卵の需給調整を図るための事業を実施することを内容としている。

令和2年度からは第4期鶏卵生産者経営安定対策事業となり、毎月の標準取引価格が補填基準価格を下回った場合は、経営規模に拘わらずその差額の9割を補填（補填基準価格と安定基準価格の差額を上限とする。）することとし、成鶏更新・空舎延長事業については奨励金単価の引き上げにより鶏卵の需給改善のための支援の充実が図られた。

- ①空舎期間60～90日未満：210円/羽（270円/羽→310円/羽）
- ②空舎期間91～120日未満（追加）：420円/羽（620円/羽）
- ③食鳥処理場への奨励金：23円/羽→47円/羽

※（ ）内は10万羽未満飼養生産者

さらにこれらの予算を基金化し、また需要に応じた鶏卵の生産・供給を推進するため、鶏卵の需給見通しを作成するなど、事業の仕組みの大幅な見直しが行われた。

このため、地域協議会を中心とする各地域における事業内容の説明や各県養

鶏協会等への業務委託の実施、事業管理システムの一部改造等により本事業の円滑かつ効率的な執行に努めることとする。

令和元年度においても、成鶏更新・空舎延長事業の発動があったが、発動期間が3ヶ月以上と長期にわたったこともあり、鶏卵の需給改善を早期に図るため、引き続き本年度においても加入生産者へ成鶏更新・空舎延長事業への積極的な参加による成鶏淘汰及び雛の導入抑制、食鳥処理場への計画的な出荷を呼びかける。

なお、本年度の事業規模は、鶏卵価格差補填事業については、加入生産者約800人、契約数量約203万トン、成鶏更新・空舎延長事業については、成鶏処理羽数約1千万羽を見込んでいる。

2. 家畜防疫互助基金支援事業（農畜産業振興機構補助事業）

本事業は、高病原性及び低病原性の鳥インフルエンザが発生した場合に、鶏卵生産者が安心して経営を維持・継続できるよう、生産者が自ら積立を行い、発生農場が経営再建までに必要な経費を相互に支援する仕組みに国（（独）農畜産業振興機構）が補助する内容となっている。

令和2年度においては、第7期の最終年度でもあり、引き続き養鶏生産者及び関係機関と連携を密にして、継続契約に向け互助金交付契約に係る事務の円滑な実施に努めるとともに、道府県養鶏協会への事務委託や中央推進会議の開催等を通じて、本事業への加入促進等に努める。

3. 畜産物輸出支援関連

畜産物輸出特別支援事業（農林水産省補助事業（畜産物輸出協議会経由））は廃止となり、独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ、JETRO）より、「重点分野・テーマ別に集中実施する販売促進の強化等緊急対策事業」について、昨年同様の公募が実施され、本公募に対し、昨年同様、日本畜産物輸出促進協議会として応募した。

農林水産省「外食産業等と連携した畜産物の需要拡大対策事業」、日本畜産物等を活用した新商品（卵加工品）の開発等の支援事業、の公募（事業予算76百万円）が実施され、当協会として満額の76百万円にて応募した。

4. 家きん経営災害緊急支援対策事業（農畜産業振興機構補助事業）

本事業は、大雨等や台風による災害に対し、①経営継続支援対策として、土砂・がれきの撤去費用、停電に伴う電力確保支援の補助、②生産者集団等（家き

ん飼養経営経営体3者以上の集団)に対して、災害による停電時の家畜の生命維持のための機械稼働のための取組み(非常用電源の導入、リース会社からの借受)を実施するのに要する経費についての補助、③生産者集団等が事業を円滑に推進するための現地指導等に要する経費を補助することとしている。

V 各種協議会の事務局活動

1. 鶏卵公正取引協議会

本協議会は、国内で生産され、一般消費者向けに生食用として販売される殻付鶏卵の表示の適正化を図るため、消費者庁及び公正取引委員会に認定された「鶏卵の表示に関する公正競争規約及び施行規則」に基づき、運営されている。

当協会は本協議会から事務を委託されており、規約の周知徹底、相談・指導、遵守状況の調査、違反の疑いの事実調査、一般消費者からの苦情相談、景表法・公正取引関連の違反防止、省庁他との連絡、会員への情報提供など活動を行う。

2. 中央鶏卵規格取引協議会

本協議会は、農林水産事務次官通知「鶏卵規格取引要綱」に定められた鶏卵の規格取引を推進することにより、品質の向上、流通の円滑化及び適正な価格の形成を図るものである。

農林水産省規格パック詰め鶏卵の卵重、品質等規格の適合状況について検査を実施し、現状把握を行うとともに今後の改善点を模索している。

また、鶏卵規格取引研修会(卵重計量責任者資格)を開催し、農水省、消費者庁などから専門講師を招き、鶏卵についての広範な情報提供をはじめ、鶏卵の品質、衛生管理、表示方法等などの知識普及を行う。

3. 畜産物輸出促進協議会・鶏卵輸出部会

本協議会・鶏卵輸出部会として、農林水産省による下記2事業の公募に対しそれぞれ応募した。

- ①「畜産物輸出産地緊急対策事業」、農林水産物・食品の戦略的なプロモーションや海外販路開拓等への支援、事業予算65百万円に対し、56百万円にて応募。
- ②「輸出環境整備推進事業(残留物質等モニタリング検査支援事業)」、輸出先国の規制に対応する環境整備の加速化を目的として、輸出先国の求めに対応して行う食品安全に係る検査に必要な取組を支援する事業で、事業予算150百万円に対し、EU向け鶏卵、及び鶏卵加工品輸出のための残留物質モニタリング検査30百万円にて応募。

VI. 他団体活動への協力

(公社)中央畜産会、(公社)畜産技術協会、(一社)日本養豚協会等が実施する事業等に関して設置される委員会等に委員等として参加し、事業運営に協力する。

VII. その他の課題

1. 会員数の増強と地方組織との連携

鶏卵生産者及び関係団体等を会員とする全国組織として、地域、規模の大小等にかかわらず一致団結した取り組みを行うため、会員の増加を図りつつ関係団体及び地方組織との連携した取組をさらに進める。特に今年度の重点課題である新規会員獲得に関しては、地域団体等を通じて入会申請が行われた場合には、新規会員獲得にかかる事務経費を支弁するなど連携を強化する。

また、低迷する鶏卵価格、輸入卵問題、日本型 AW 基準策定などの諸課題への対応力を強化するため、一般社団法人への移行以来進めてきた本協会の組織改革を更に進め、鶏卵生産者を中心としたより強固な体制を構築すべく組織の見直しを検討することが今年度の大きな課題である。

2. 鳥インフルエンザ対策

鳥インフルエンザに関しては、我が国のみならず世界各地で発生が確認されており、特に、中国、台湾や韓国など我が国の近隣諸国においては続発していることから、当協会としても引き続き飼養衛生管理基準の遵守、野鳥・ネズミ等の野生動物対策、異常家きんの早期発見・通報等防疫対策の強化・徹底を推進していく必要がある。

また、鳥インフルエンザ発生時には、家畜伝染病予防法に基づく、手当金、家畜防疫互助基金制度等各種のセーフティネットが準備されているものの経営再建までの道のりの中で不十分なものがあると考えられるので、新たな保険制度を整えること等検討をしていくこととする。

3. アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理

EUにおいては、エンリッチドケージ飼育が平飼い飼育に移行しつつある。米国においても、ケージフリーが進んでいる。

欧米のこのような動きは、我が国の鶏卵産業にも及ぶことから、情報の収集に努めつつ、行政、消費者、流通業者との対話を進め、AWの観点も踏まえ、我が国の気候風土に合った疾病管理にも配慮した飼養管理のあり方について、令和元年度に拡充・整備されたアニマルウェルフェア特別委員会において検討する。

4. 業界要望の集約と積極的な要請

長期的な視野にたって安定した鶏卵生産を図るためには、生産者自らの努力もさることながら鶏卵生産の特性を考慮した政策・施策の実現を図ることが重要である。

生産者団体として、国・行政に対して積極的かつ統一的に鶏卵産業の事情を訴えるとともに、現在実施中の事業の充実だけでなく、引続き今後の新たな展開方向に対応するための政策・施策の実現を図るための取り組みを行う。

このため、本年度は農林水産省との勉強会などを通して生産者と国・行政との間の理解を深め、また継続して業界関係団体と連携し、積極的に業界内の議論を集約し、要望していくこととする。